

花巻市コミュニティ花壇整備事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市民自らの積極的な創意工夫により、市の名前にふさわしい花と緑に囲まれた豊かな生活環境を創出し、潤いのある住みよい快適なまちづくりを推進するため、地域団体及び市民活動団体等がコミュニティ花壇の整備を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、花巻市補助金等交付規則（平成18年花巻市規則第61号。以下「規則」という。）及び花巻市コミュニティ花壇整備事業補助金交付要綱（平成31年花巻市告示第75号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 この補助金の対象者は、要綱第3条に定める者とする。

(事業実施期間)

第3条 補助事業者の事業実施期間は、原則として当該年度とする。

(事業計画等の提出)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、事業計画書（別紙1）及び収支予算書（別紙2）を作成し、市長の定める期日までに、市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第5条 補助事業者は、事業が完了したときは実績報告書（別紙3）及び収支決算書（別紙4）を速やかに市長に提出しなければならない。

(補則)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

別紙1（第4条関係）

別紙2（第4条関係）

別紙3（第5条関係）

別紙4（第5条関係）